

○中能登町地域おこし協力隊設置要綱

平成27年4月1日

告示第42号

改正 平成29年1月11日告示第97号

平成31年3月27日告示第30号

令和元年12月18日告示第30号

(設置)

第1条 人口減少や高齢化が進む本町において、地域の活力を維持するためには担い手となる人材の確保が重要であり、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、地域の活力維持と地域の魅力の再発見につなげるため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、中能登町地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

(協力隊の活動)

第2条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動に従事する。

- (1) 定住・交流事業の支援
- (2) 地域おこしの支援
- (3) 地域資源の発掘、地域ブランドの振興に係る支援
- (4) 地域観光復興のための支援
- (5) 6次産業化による生業創出の支援
- (6) その他町長が必要と認めたもの

(隊員の要件)

第3条 隊員は、次の各号の要件を全て満たす者のうちから、町長が任用する。

- (1) 3大都市圏をはじめとする都市地域等に生活の拠点を置く住民で中能登町内に住民登録をする者
- (2) 心身ともに健康で、地域おこし活動に意欲と情熱があり積極的に活動できる者
- (3) 普通自動車運転免許を有している者
- (4) 町内に1年以上の滞在を予定している者

(任期)

第4条 隊員の任期は、1年以内とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、年度の途中で任用された者の任期は、任用した日の属する年度の末日までとする。

2 隊員は、再任することができるものとする。

3 特別の事由があるときは、任期中であっても解任することができるものとする。

(勤務条件等)

第5条 隊員の勤務時間及び休暇については、中能登町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年中能登町規則第14号）に定める基準に従い、町長が定める。

2 隊員の報酬、手当及び費用弁償については、中能登町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年中能登町条例第8号）の定めるところによる。

(委託)

第6条 町長は、隊員に第2条に規定する活動を委託することができる。

2 委託内容については、町長と隊員の協議により決定し、業務委託契約を締結する。

3 隊員は、毎月の活動状況について報告書を作成し、翌月までに町長に提出しなければならない。

(委託期間)

第7条 委託期間は1年とする。

(委託料)

第8条 町長は、隊員に活動内容等に応じた委託料を予算の範囲内で支払うものとする。

(守秘義務)

第9条 隊員は、勤務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(身分証)

第10条 隊員は、職務に従事するときは、身分証明書（別記様式）を携帯し、関係者から請求があった場合は、これを提示しなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は互いに協議し、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月11日告示第97号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日告示第30号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月18日告示第30号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式（第10条関係）

（表）

(顔写真)	身分証明書		
	氏 名		
	生年月日	年 月 日生	
上記の者は、中能登町地域おこし協力隊設置要綱第3条に規定する地域おこし協力隊の隊員であることを証明する。			
有効期間	年 月 日から	年 月 日まで	
中能登町長			印

（裏）

【 注 意 事 項 】

1

この証明書は、職務を遂行するときは常に携行し、関係者から請求があった場合には、これを提示しなければならない。

2

この証明書は、他人に貸与し、もしくは譲渡し、またはこれを訂正してはならない。

3

この証明書を紛失し、または損傷したときは、直ちに町長に届けなければならない。

4

この証明書は、退職し、または解職されたときは、直ちに返還しなければならない。

別記様式（第10条関係）

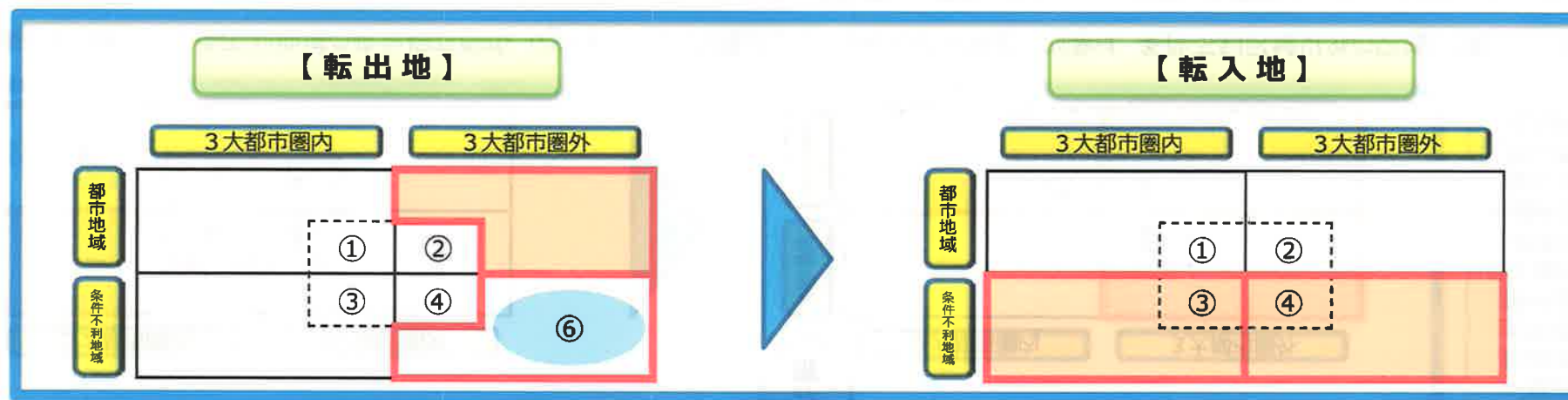
- ◆ 「3大都市圏」 : 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部。
ただし、2005年から2015年の人口減少率が11%以上の市町村については、3大都市圏外とする。
 - ◆ 「都市地域」 : 次の「条件不利地域」に該当しない市町村。
 - ◆ 「条件不利地域」 : 次の(1)から(7)のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村とする。
(1) 過疎地域自立促進特別措置法(みなし過疎、一部過疎を含む)、(2) 山村振興法、(3) 離島振興法、(4) 半島振興法、
(5) 奄美群島振興開発特別措置法、(6) 小笠原諸島振興開発特別措置法、(7) 沖縄振興特別措置法
- 「全部条件不利地域」 : 過疎地域に該当する市町村(一部過疎を除く)、(5)から(7)の対象地域・指定地域に該当する市町村、その区域の全域が振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域に該当する市町村
 - 「一部条件不利地域」 : 「全部条件不利地域」以外の市町村
 - 「条件不利区域」 : 「一部条件不利地域」のうち、過疎地域とみなされる区域、振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域

地域おこし協力隊員の地域要件について

【原則Ⅱ】 **趣 旨** : より条件が不利である地方部の取組を支援する

転出地 : 3大都市圏外の都市地域（政令指定都市（②）を除く）、
3大都市圏外の一部条件不利地域（⑥）のうち条件不利区域以外の区域

転入地 : （3大都市圏の内外を問わず）全部条件不利地域、条件不利区域



【例 外】 **隊員経験者**（一定期間（2年以上）隊員として活動し、かつ、解嘱から1年以内の者）又は **JETプログラム終了者**（一定期間（2年以上）JET参加者として活動し、かつ、JETプログラム終了から1年以内の者）が、他の地域（3大都市圏外のすべての市町村、3大都市圏内の条件不利地域）で地域協力活動する場合も特別交付税措置の対象

◆ 都道府県分については、上記地域要件を準用して各隊員の住民票の移動を把握することで、特別交付税措置の対象範囲を判断する。

特別交付税措置に係る地域要件確認表

平成 30 年 12 月 26 日現在

1. 定義

(1) 「3大都市圏」とは

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部。ただし、国勢調査令（昭和55年政令第98号）によって調査した平成17年10月1日現在の市町村人口（平成17年10月2日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあっては、合併関係市町村における平成17年10月1日現在の市町村人口の合計をいう。）及び同令によって調査した平成27年10月1日現在の市町村人口を用いて算出した人口減少率が11%以上である市町村については、「3大都市圏外」として取り扱うこととする。

(2) 「都市地域」とは

次の「条件不利地域」に該当しない市町村。

(3) 「条件不利地域」とは

次の①から⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村。

①過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）

- ・第2条第1項に規定する過疎地域に該当する市町村
- ・第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる市町村
- ・第33条第2項の規定によりその区域の一部が過疎地域とみなされる市町村

②山村振興法（昭和40年法律第64号）

- ・第7条第1項の規定により指定された振興山村をその区域の全部又は一部とする市町村

③離島振興法（昭和28年法律第72号）

- ・第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

④半島振興法（昭和60年法律第63号）

- ・第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村

⑤奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）

- ・第1条に規定する奄美群島をその区域の全部とする市町村

⑥小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）

- ・第4条第1項に規定する小笠原諸島をその区域の全部とする市町村

⑦沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）

- ・第3条第1号に規定する沖縄の市町村

(4) 「全部条件不利地域」とは

「条件不利地域」のうち過疎地域に該当する市町村（一部過疎除く）、上記⑤から⑦の対象地域・指定地域に該当する市町村、その区域の全域が振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域に該当する市町村。

(5) 「一部条件不利地域」とは

「条件不利地域」のうち「全部条件不利地域」以外の市町村。

(6) 「条件不利区域」とは

「一部条件不利地域」のうち、過疎地域とみなされる区域、振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域。

2. 「特別交付税措置に係る地域要件確認表」の凡例

- ◆ 「3大都市圏」：「3大都市圏」に該当する市町村に対し★印。
- ◆ 「指定都市」：指定都市に該当する市町村に対し★印。
- ◆ 「条件不利地域」：「条件不利地域」に該当する市町村に対し★印。
- ◆ 「地域要件区分」：該当する地域要件を記載。
- ◆ 「転出地別の特別交付税措置の適否」：以下の特別交付税措置の適否区分を記載。

<特別交付税措置の適否【原則Ⅰ及び原則Ⅱ】>

転入 \ 転出	3大都市圏内 都市地域	指定都市	3大都市圏外 都市地域	指定都市	全部条件不利地域 3大都市圏内	一部条件不利地域 3大都市圏内	指定都市	全部条件不利地域 3大都市圏外	一部条件不利地域 3大都市圏外	指定都市
3大都市圏内 都市地域	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
指定都市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
3大都市圏外 都市地域	○	○	×	○	×	△	△	×	×	△
指定都市	○	○	×	○	×	△	△	×	×	△
3大都市圏内 全部条件不利地域	○	○	○	○	×	△	△	×	△	△
3大都市圏内 一部条件不利地域	○	○	▲	○	×	△	△	×	□	△
指定都市	○	○	▲	○	×	△	△	×	□	△
3大都市圏外 全部条件不利地域	○	○	○	○	×	△	△	×	△	△
3大都市圏外 一部条件不利地域	○	○	▲	○	×	△	△	×	□	△
指定都市	○	○	▲	○	×	△	△	×	□	△

○：特別交付税措置の対象

△：原則として、隊員の転出地が、条件不利区域以外の区域であった場合に限り、特別交付税措置の対象

▲：原則として、隊員の転入地が、条件不利区域内である場合に限り、特別交付税措置の対象

□：原則として、隊員の転出地が、条件不利区域以外の区域であり、隊員の転入地が、条件不利区域内である場合に限り、特別交付税措置の対象

×

■特別交付税措置に係る地域要件確認表（平成30年12月26日時点）

地方公共 団体コード	都道府県名	市町村名	3大 都市 圏	指定 都市	条件 不利 地域	地域要件区分	転出地別の特別交付税措置の適否【原則Ⅰ及び原則Ⅱ】											
							3大都市圏内			3大都市圏外			3大都市圏内			3大都市圏外		
							都市地域	指定都市	都市地域	指定都市	全部条件 不利地域	一部条件 不利地域	指定都市	全部条件 不利地域	一部条件 不利地域	指定都市	全部条件 不利地域	一部条件 不利地域
154810	新潟県	湯沢町			★	3大都市圏外 一部条件不利地域	○	○	▲	○	×	△	△	×	□	△	×	△
154822	新潟県	津南町			★	3大都市圏外 全部条件不利地域	○	○	○	○	×	△	△	×	△	△	×	△
155047	新潟県	刈羽村				3大都市圏外 都市地域	○	○	×	○	×	△	△	×	×	△	×	△
155811	新潟県	関川村			★	3大都市圏外 全部条件不利地域	○	○	○	○	×	△	△	×	△	△	×	△
155861	新潟県	粟島浦村			★	3大都市圏外 全部条件不利地域	○	○	○	○	×	△	△	×	△	△	×	△
162019	富山県	富山市			★	3大都市圏外 一部条件不利地域	○	○	▲	○	×	△	△	×	□	△	×	△
162027	富山県	高岡市			★	3大都市圏外 一部条件不利地域	○	○	▲	○	×	△	△	×	□	△	×	△
162043	富山県	魚津市			★	3大都市圏外 一部条件不利地域	○	○	▲	○	×	△	△	×	□	△	×	△
162051	富山県	氷見市			★	3大都市圏外 全部条件不利地域	○	○	○	○	×	△	△	×	△	△	×	△
162060	富山県	滑川市				3大都市圏外 都市地域	○	○	×	○	×	△	△	×	×	△	×	△
162078	富山県	黒部市			★	3大都市圏外 一部条件不利地域	○	○	▲	○	×	△	△	×	□	△	×	△
162086	富山県	砺波市				3大都市圏外 都市地域	○	○	×	○	×	△	△	×	×	△	×	△
162094	富山県	小矢部市				3大都市圏外 都市地域	○	○	×	○	×	△	△	×	×	△	×	△
162108	富山県	南砺市			★	3大都市圏外 全部条件不利地域	○	○	○	○	×	△	△	×	△	△	×	△
162116	富山県	射水市				3大都市圏外 都市地域	○	○	×	○	×	△	△	×	×	△	×	△
163210	富山県	舟橋村				3大都市圏外 都市地域	○	○	×	○	×	△	△	×	×	△	×	△
163228	富山県	上市町			★	3大都市圏外 一部条件不利地域	○	○	▲	○	×	△	△	×	□	△	×	△
163236	富山県	立山町			★	3大都市圏外 一部条件不利地域	○	○	▲	○	×	△	△	×	□	△	×	△
163422	富山県	入善町				3大都市圏外 都市地域	○	○	×	○	×	△	△	×	×	△	×	△
163431	富山県	朝日町			★	3大都市圏外 全部条件不利地域	○	○	○	○	×	△	△	×	△	△	×	△
172014	石川県	金沢市			★	3大都市圏外 一部条件不利地域	○	○	▲	○	×	△	△	×	□	△	×	△
172022	石川県	七尾市			★	3大都市圏外 全部条件不利地域	○	○	○	○	×	△	△	×	△	△	×	△
172031	石川県	小松市			★	3大都市圏外 一部条件不利地域	○	○	▲	○	×	△	△	×	□	△	×	△
172049	石川県	輪島市			★	3大都市圏外 全部条件不利地域	○	○	○	○	×	△	△	×	△	△	×	△
172057	石川県	珠洲市			★	3大都市圏外 全部条件不利地域	○	○	○	○	×	△	△	×	△	△	×	△
172065	石川県	加賀市			★	3大都市圏外 一部条件不利地域	○	○	▲	○	×	△	△	×	□	△	×	△
172073	石川県	羽咋市			★	3大都市圏外 全部条件不利地域	○	○	○	○	×	△	△	×	△	△	×	△
172090	石川県	かほく市			★	3大都市圏外 全部条件不利地域	○	○	○	○	×	△	△	×	△	△	×	△
172103	石川県	白山市			★	3大都市圏外 一部条件不利地域	○	○	▲	○	×	△	△	×	□	△	×	△
172111	石川県	能美市			★	3大都市圏外 一部条件不利地域	○	○	▲	○	×	△	△	×	□	△	×	△
173240	石川県	川北町				3大都市圏外 都市地域	○	○	×	○	×	△	△	×	×	△	×	△
172120	石川県	野々市市				3大都市圏外 都市地域	○	○	×	○	×	△	△	×	×	△	×	△
173614	石川県	津幡町			★	3大都市圏外 全部条件不利地域	○	○	○	○	×	△	△	×	△	△	×	△
173657	石川県	内灘町			★	3大都市圏外 全部条件不利地域	○	○	○	○	×	△	△	×	△	△	×	△
173843	石川県	志賀町			★	3大都市圏外 全部条件不利地域	○	○	○	○	×	△	△	×	△	△	×	△
173860	石川県	宝達志水町			★	3大都市圏外 全部条件不利地域	○	○	○	○	×	△	△	×	△	△	×	△
174076	石川県	中能登町			★	3大都市圏外 全部条件不利地域	○	○	○	○	×	△	△	×	△	△	×	△
174611	石川県	穴水町			★	3大都市圏外 全部条件不利地域	○	○	○	○	×	△	△	×	△	△	×	△
174637	石川県	能登町			★	3大都市圏外 全部条件不利地域	○	○	○	○	×	△	△	×	△	△	×	△
182010	福井県	福井市			★	3大都市圏外 一部条件不利地域	○	○	▲	○	×	△	△	×	□	△	×	△
182028	福井県	敦賀市				3大都市圏外 都市地域	○	○	×	○	×	△	△	×	×	△	×	△
182044	福井県	小浜市			★	3大都市圏外 一部条件不利地域	○	○	▲	○	×	△	△	×	□	△	×	△
182052	福井県	大野市			★	3大都市圏外 全部条件不利地域	○	○	○	○	×	△	△	×	△	△	×	△
182061	福井県	勝山市				3大都市圏外 都市地域	○	○	×	○	×	△	△	×	×	△	×	△
182079	福井県	鯖江市				3大都市圏外 都市地域	○	○	×	○	×	△	△	×	×	△	×	△
182087	福井県	あわら市				3大都市圏外 都市地域	○	○	×	○	×	△	△	×	×	△	×	△
182095	福井県	越前市				3大都市圏外 都市地域	○	○	×	○	×	△	△	×	×	△	×	△
182109	福井県	坂井市			★	3大都市圏外 一部条件不利地域	○	○	▲	○	×	△	△	×	□	△	×	△
183229	福井県	永平寺町			★	3大都市圏外 一部条件不利地域	○	○	▲	○	×	△	△	×	□	△	×	△
183822	福井県	池田町			★	3大都市圏外 全部条件不利地域	○	○	○	○	×	△	△	×	△	△	×	△
184047	福井県	南越前町			★	3大都市圏外 全部条件不利地域	○	○	○	○	×	△	△	×	△	△	×	△
184233	福井県	越前町			★	3大都市圏外 一部条件不利地域	○	○	▲	○	×	△	△	×	□	△	×	△
184420	福井県	美浜町			★	3大都市圏外 一部条件不利地域	○	○	▲	○	×	△	△	×	□	△	×	△
184811	福井県	高浜町			★	3大都市圏外 一部条件不利地域	○	○	▲	○	×	△	△	×	□	△	×	△
184837	福井県	おおい町			★	3大都市圏外 一部条件不利地域	○	○	▲	○	×	△	△	×	□	△	×	△
185019	福井県	若狭町			★	3大都市圏外 一部条件不利地域	○	○	▲	○	×	△	△	×	□	△	×	△
192015	山梨県	甲府市			★	3大都市圏外 一部条件不利地域	○	○	▲	○	×	△	△	×	□	△	×	△
192023	山梨県	富士吉田市				3大都市圏外 都市地域	○	○	×	○	×	△	△	×	×	△	×	△
192040	山梨県	都留市			★	3大都市圏外 一部条件不利地域	○	○	▲	○	×	△	△	×	□	△	×	△
192058	山梨県	山梨市			★	3大都市圏外 一部条件不利地域	○	○	▲	○	×	△	△	×	□	△	×	△
192066	山梨県	大月市			★	3大都市圏外 一部条件不利地域	○	○	▲	○	×	△	△	×	□	△	×	△
192074	山梨県	蓮峰市			★	3大都市圏外 一部条件不利地域	○	○	▲	○	×	△	△	×	□	△	×	△
192082	山梨県	南アルプス市			★	3大都市圏外 一部条件不利地域	○	○	▲	○	×	△	△	×	□	△	×	△
192091	山梨県	北杜市			★	3大都市圏外 一部条件不利地域	○	○	▲	○	×	△	△	×	□	△	×	△
192104	山梨県	甲斐市				3大都市圏外 都市地域	○	○	×	○	×	△	△	×	×	△	×	△
192112	山梨県	笛吹市			★	3大都市圏外 一部条件不利地域	○	○	▲	○	×	△	△	×	□	△	×	△
192121	山梨県	上野原市			★	3大都市圏外 一部条件不利地域	○	○	▲	○	×	△	△	×	□	△	×	△
192139	山梨県	甲州市			★	3大都市圏外 一部条件不利地域	○	○	▲	○	×	△	△	×	□	△	×	△
192147	山梨県	中央市				3大都市圏外 都市地域	○	○	×	○	×	△	△	×	×	△	×	△
193461	山梨県	市川三郷町			★	3大都市圏外 全部条件不利地域	○	○	○	○	×	△	△	×	△	△	×	△
193640	山梨県	早川町			★	3大都市圏外 全部条件不利地域	○	○	○	○	×	△	△	×	△	△	×	△
193658	山梨県	身延町			★	3大都市圏外 全部条件不利地域	○	○	○	○	×	△	△	×	△	△	×	△
193666	山梨県	南部町			★	3大都市圏外 全部条件不利地域	○	○	○	○	×	△	△	×	△	△	×	△
193682	山梨県	富士川町			★	3大都市圏外 一部条件不利地域	○	○	▲	○	×	△	△	×	□	△	×	△
193844	山梨県	昭和町				3大都市圏外 都市地域	○	○	×	○	×	△	△	×	×	△	×	△
194221	山梨県	蓮志村			★	3大都市圏外 全部条件不利地域	○	○	○	○	×	△	△	×	△	△	×	△
194239	山梨県	西桂町				3大都市圏外 都市地域	○	○	×	○	×	△	△	×	×	△	×	△
194247	山梨県	忍野村				3大都市圏外 都市地域	○	○	×	○	×	△	△	×	×	△	×	△
194255	山梨県	山中湖村				3大都市圏外 都市地域	○	○	×	○	×	△	△	×	×	△	×	△
194298	山梨県	鳴沢村			★	3大都市圏外 全部条件不利地域	○	○	○	○	×	△	△	×	△	△	×	△
194301	山梨県	富士河口湖町			★	3大都市圏外 一部条件不利地域	○	○	▲	○	×	△	△	×	□	△	×	△
194425	山梨県	小菅村			★	3大都市圏外 全部条件不利地域	○	○	○	○	×	△	△	×	△	△	×	△
194433	山梨県	丹波山村			★	3大都市圏外 全部条件不利地域	○	○	○	○	×	△	△	×	△	△	×	△